

第8節 海外の動向

1 海外の情報通信市場

(1) 世界の通信サービスの普及状況

2009年の固定電話回線の契約数は12.0億回線であり、2004年から2009年までの年平均成長率は1.0%となっている。携帯電話の加入契約数は、46.8億加入であり、2004年から2009年までの年平均成長率は22.1%となっている。携帯電話の加入契約数は、2002年から継続して固定電話の回線数を上回っており、2009年には固定回線の3.9倍の加入者を獲得するに至っている。また、インターネット加入契約数は、全世界で4.3億契約であり、2004年から2009年までの年平均成長率は6.9%となっている（図表4-8-1-1）。

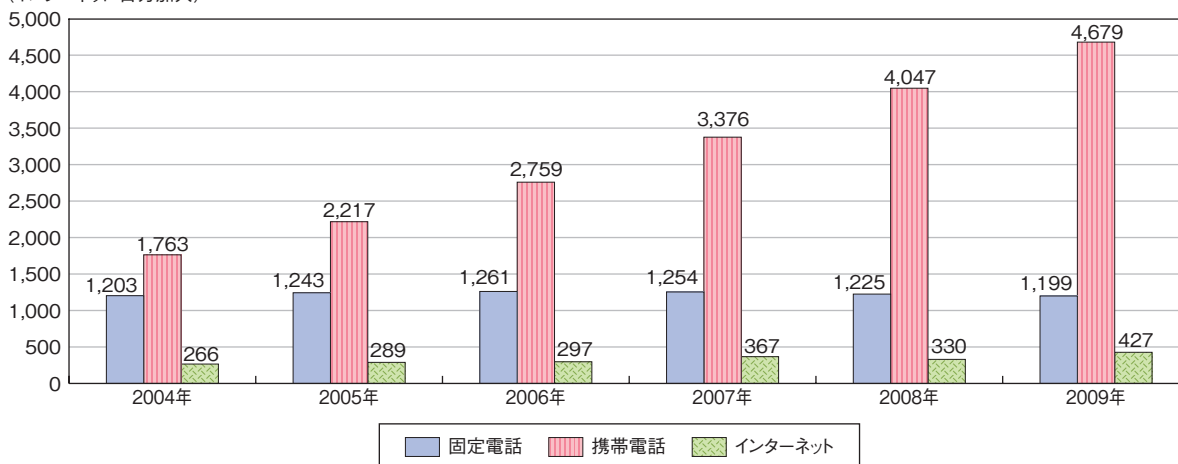
固定電話と携帯電話を合わせた電話加入契約数を

地域別にみると、最も加入数が多いのがアジアで24.7億加入（全体の43.4%）であり、続いて欧州の9.8億加入（同17.1%）、中南米の6.1億加入（同10.7%）、アフリカの4.7億加入（同8.3%）、北米の4.7億加入（同8.2%）、NISの4.3億加入（同7.5%）、中東の2.3億加入（同4.1%）オセアニアの0.4億加入（同0.7%）となっている（図表4-8-1-2）。

インターネットの人口普及率（加入契約数を人口で割ったもの）は、全世界平均で6.2%である。地域別にみると、最も普及率が高いのは北米で29.3%であり、続いて欧州の22.6%、オセアニアの17.0%、アジアの13.4%となっている（図表4-8-1-3）。

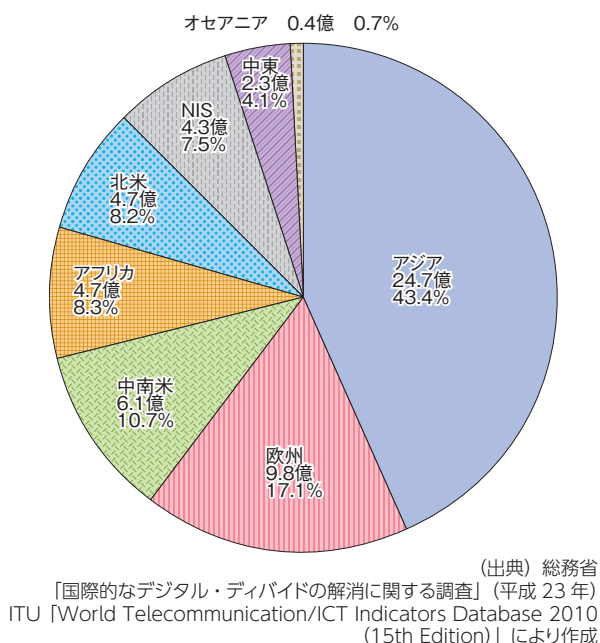
図表4-8-1-1 固定電話、携帯電話及びインターネットの加入契約数¹

（固定電話：百万回線）
（携帯電話：百万加入）
（インターネット：百万加入）

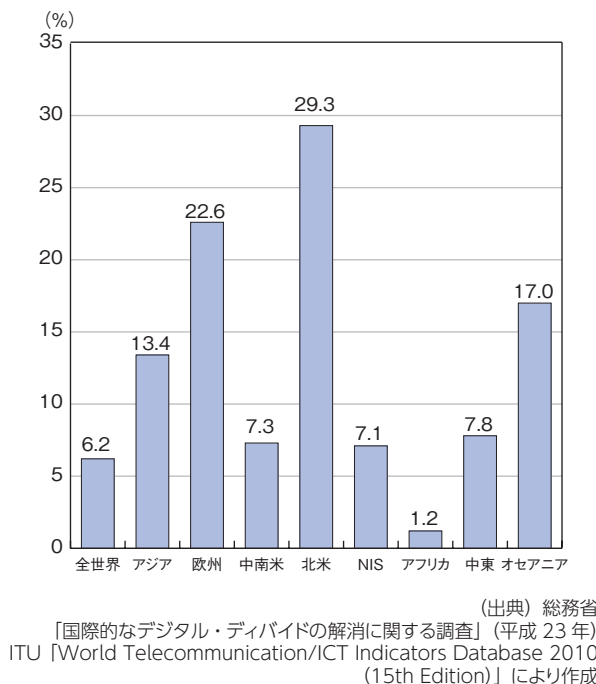


（出典）総務省「国際的なデジタル・ディバイドの解消に関する調査」（平成23年）
ITU「World Telecommunication/ICT Indicators Database 2010 (15th Edition)」により作成

¹ 固定電話は回線数、携帯電話は加入者数、インターネットは加入者数を表示した

図表 4-8-1-2 電話加入契約数（固定＋携帯）の地域別比率（2009年）²

図表 4-8-1-3 インターネットの地域別人口普及率（加入契約数ベース）（2009年）



（2）地上デジタルテレビ放送

我が国においては、地上テレビ放送の完全デジタル移行（地上アナログテレビ放送の停波）が進められてきたが、諸外国においても多くの国々が 2010 年代半ばまでに地上テレビ放送の完全デジタル移行を計画している。

オランダでは 2006 年 12 月に、ドイツでは 2008 年 11 月に、米国では 2009 年 6 月に地上アナログテレビ放送を完全停波しており、地上テレビ放送のデジタル移行は世界的な潮流となっている（図表 4-8-1-4）。

地上デジタルテレビ放送の技術方式には、米国の技術方式である ATSC、欧州の技術方式の DVB-T、

日本の技術方式である ISDB-T、中国の技術方式である DTMB の 4 つの技術方式が存在する。日本の ISDB-T に関しては、ブラジルが 2007 年 12 月から、ペルーが 2010 年 3 月から、さらに、アルゼンチンが 2010 年 4 月から放送を開始している。このほか、中南米では、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ボリビア及びウルグアイが、アジアではフィリピンが ISDB-T の採用を決定している。我が国は、他の中南米各国や南部アフリカ諸国等での ISDB-T 採用に向け展開を図っている（図表 4-8-1-5）。

² 注 1：各地域区分は原則的に外務省の区分に基づく（北米 2 か国、中南米 33 か国、欧州（EU 加盟 27 か国、準加盟 3 か国、非加盟 13 か国）、NIS 12 か国、アジア [22 か国、3 地域]、オセアニア（14 か国、2 地域）、アフリカ 53 か国、中東 [15 か国、1 地域]）

注 2：欧州は EU 加盟国 27 か国、準加盟国 3 か国、EU 非加盟国から構成される

注 3：NIS はロシア、東欧、中央アジア諸国から構成される

注 4：中東にはパレスチナを含む

注 5：トルコは EU 準加盟国に含める

注 6：オセアニアにはニュージーランド、クック諸島を含む

注 7：その他は属州等を指す

図表 4-8-1-4 諸外国における地上デジタルテレビ放送の開始時期等

国・地域名	デジタル放送開始時期	アナログ放送停止年	技術方式
英国	1998年9月	2012年	DVB-T
米国	1998年11月	2009年	ATSC
スウェーデン	1999年4月	2007年	DVB-T
スペイン	2000年5月	2010年	DVB-T
オーストラリア	2001年1月	2013年	DVB-T
フィンランド	2001年8月	2007年	DVB-T
韓国	2001年10月	2012年	ATSC
ドイツ	2002年11月	2008年	DVB-T
カナダ	2003年3月	2011年	ATSC
オランダ	2003年4月	2006年	DVB-T
スイス	2003年8月	2008年	DVB-T
日本	2003年12月	※2011年	ISDB-T
イタリア	2003年12月	2012年	DVB-T
台湾	2004年7月	2012年	DVB-T
フランス	2005年3月	2011年	DVB-T
デンマーク	2006年3月	2009年	DVB-T
ノルウェー	2007年9月	2009年	DVB-T
ブラジル	2007年12月	2016年	ISDB-T
中国	2008年1月	2015年	DTMB
ペルー	2010年3月	2020年から順次	ISDB-T
アルゼンチン	2010年4月	2019年	ISDB-T

※ 岩手、宮城及び福島県の3県は、2012年3月31日まで延長

総務省資料及び各国公表資料により作成

図表 4-8-1-5 諸外国における地上デジタルテレビ放送日本方式の採用時期

国・地域名	地上デジタルテレビ放送日本方式の採用時期
ブラジル	2006年6月
ペルー	2009年4月
アルゼンチン	2009年8月
チリ	2009年9月
ベネズエラ	2009年10月
エクアドル	2010年3月
コスタリカ	2010年5月
パラグアイ	2010年6月
フィリピン	
ボリビア	2010年7月
ウルグアイ	2010年12月

総務省資料及び各国公表資料により作成

(3) 国際的なデジタル・ディバイドの状況

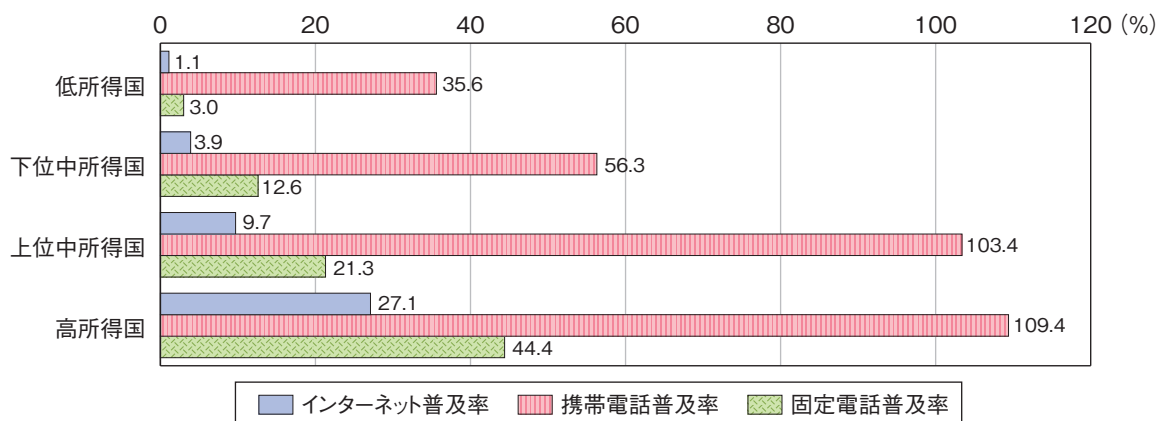
諸外国における情報通信サービスの普及状況を比較すると、高所得国と低所得国との間で大きな格差が存在しており、国際的な情報通信の利用格差（デジタル・ディバイド）は顕著である（図表 4-8-1-6）。

2009 年の普及率を所得国グループ別にみると、高所得国では、固定電話加入が 44.4%、携帯電話加入が 109.4%、インターネット加入が 27.1%とすべてに高水準であるが、低所得国では固定電話加入が 3.0%、携帯電話加入が 35.6%、インターネット加入が 1.1%

と低水準にとどまっている。両所得グループの普及格差は、固定電話加入については 41.4 ポイント、携帯電話加入については 73.8 ポイント、インターネット加入については 26.0 ポイントと、いずれも大きい。

すべての所得グループで携帯電話の人口普及率が最も高い。高所得国以外では、インターネットの人口普及率は 1 桁台にとどまっている。

図表 4-8-1-6 所得国グループ別の固定電話・携帯電話・インターネットの人口普及率（加入契約数ベース）（2009 年）



※ 所得国グループの定義及び対象国数は、以下のとおり
 高所得国：国民一人当たりGNI（国民総所得）11,906ドル以上：43か国
 上位中所得国：国民一人当たりGNI 3,856～11,905ドル：53か国
 下位中所得国：国民一人当たりGNI 976～3,855ドル：46か国
 低所得国：国民一人当たり GNI 975以下：63か国 ※基準は世界銀行に基づく（2009年7月公表）

（出典）総務省「国際的なデジタル・ディバイドの解消に関する調査」（平成 23 年）
 ITU「World Telecommunication/ICT Indicators Database 2010 (15th Edition)」により作成

2 海外の情報通信政策の動向

(1) 米国の通信政策の動向

●国家ブロードバンド計画の実現に向けた取組が進む ア 国家ブロードバンド計画³

米国では、連邦通信委員会（FCC：Federal Communications Commission）を中心に、2010年3月16日に公表された「国家ブロードバンド計画」（Connecting America: The National Broadband Plan）の実現に向けた動きが盛んである。同計画は、2009年2月に成立した「米国再生・再投資法」（The American Recovery and Reinvestment Act of 2009 (Recovery Act)）に従って進められており、①世界一のブロードバンド環境の実現、②世界一のワイヤレスブロードバンド環境の整備、③全国民へのブロードバンド・サービス（ユニバーサル・サービス）の提供、④教育・医療等でのブロードバンドの利用、⑤公共安全ネットワークの確保、⑥グリーンICTの利用、といった6つの目標を達成するため、ベンチマークを確立し、先端的なICTを米国の社会経済全体にもたらすことを目指している。

また、同計画では、ケーブルインターネットや光ファイバ、DSLといった有線ベースでのブロードバンド技術のほかに、今後10年以内にブロードバンドに使用するために新たに500MHz幅（5年以内に300MHz幅）の周波数を割り当てることを勧告している。

イ ユニバーサル・サービス基金の改革検討

「国家ブロードバンド計画」では、ユニバーサル・サービス基金（Universal Service Fund）の改革も提案されている。国家ブロードバンド計画には、今後10年間かけてユニバーサル・サービス基金によるブロードバンド・サービス支援を実現し、学校・図書館

を支援する「E-rate プログラム」のアップグレード、ルーラル地域の医療機関を支援する「ルーラル・ヘルスケア・プログラム」の改革とアップグレード、ブロードバンド未提供地域等を支援する「コネクタメリカ基金」の創設、すべての州で一定水準以上の3G（又はそれ以上）サービスを利用可能とする「モビリティ基金」の創設が挙げられている。FCCは、2010年4月から、ユニバーサル・サービス基金の制度改正手続を開始している。

ウ ネット中立性原則法制化のための決定採択

オバマ政権は、インターネット上での自由競争による便益を確保するため、ネット中立性原則を支持する立場を明らかにしている。FCCは、こうした政権からの後押しを受け、2009年10月にはネット中立性を確保する規則制定手続を開始した。しかし、連邦D.C.巡回区控訴裁判所は2010年4月、コムキャストが提起したFCCによる是正命令の再考を求める訴訟において、FCCはインターネットサービスプロバイダ（ISP）のネットワーク管理行為を規制する権限を例証できなかったとして、FCCの命令を無効化する判決を下した。

その後、FCCは、インターネット規制権限を確保する手法について業界関係者らと模索、最終的に、FCCは2010年12月、ネット中立性原則を法制化するための決定を採択した。同決定では、大手ISPがインターネットのゲート・キーパーとしてユーザが利用できるコンテンツやサービスを支配するようになることを防止することが目的となっている。一方で、電気通信・ケーブルテレビ事業者が有償で回線容量を優先的に割り当てることも認めている。

(2) EU 諸国の情報通信政策の動向

ア EU

●新たな経済戦略「欧州2020」に従って、ICT分野での取組が進む

(ア) 欧州経済戦略「欧州2020」

欧州委員会は、2010年3月、今後10年間の欧州経済戦略「欧州2020」を発表した。同戦略において、欧州委員会は、成長のための3つの要素（賢い成長、持続可能な成長、包摂的成長）を挙げ、EU並びに各国家のレベルでの具体的な行動を通じて取り組むべき主な成長促進課題を提示している。この3大成長の実現のために、「5大目標」（雇用、R&D、環境、教育、

貧困）が設定されており、更に5大目標の実現手段として、7つの「最重要イニシアチブ」が設定された。同イニシアチブのうち、「欧州デジタル・アジェンダ」（The Digital Agenda for Europe）がICT分野に対応している。

(イ) 欧州デジタル・アジェンダ（The Digital Agenda for Europe）

欧州委員会は、2010年5月、欧州デジタル・アジェンダの行動計画を記したコミュニケーションを発表した。その中では全体目標として、「超高速インター

³ FEDERAL COMMUNICATIONS COMMISSION [2010], "Fiscal Year 2010 Annual Performance Report (October 1, 2009 – September 30, 2010)" [http://www.fcc.gov/Reports/ar2010.pdf] に基づく

ネット及び相互接続可能なアプリケーションを基盤とする『デジタル単一市場』の創設から、持続可能な経済的、社会的便益が得られるようにすること」を掲げている。また、目標として、2013年までに、すべてのヨーロッパ人が基礎的なインターネットを利用可能とし、また、2020年までに、①すべてのヨーロッパ人が30Mbps以上の高速インターネットを利用可能とするとともに、②50%以上のヨーロッパの世帯が100Mbps以上のインターネット接続に加入することを掲げている。

同行動計画に関して、欧州委員会は7の優先課題(①活力あるデジタル単一市場、②相互運用性と標準化、③信頼性向上と情報セキュリティ、④高速及び超高速インターネットアクセス、⑤研究とイノベーション、⑥デジタル・リテラシー、スキル及びインクルージョンの向上、⑦ICTが可能とするEU社会への恩恵)をあげている。

これまでEUのブロードバンド化は、2010年までに①EUで一つの情報空間を創出し、情報社会やメディアサービスに向けて各国内でオープンかつ競争的な市場を促進すること、②ICT分野での技術革新や研究を強化すること、③ICTを活用して、公共サービス(教育、医療等)や生活の質の向上を実現すること、という3つの目標を掲げた「i2010」(2005年6月)に基づいて推進されてきた。「欧州デジタル・アジェンダ」はこの流れを受け継いでいる。

EUでは政策的な枠組の一体化を進めつつあり、各加盟国のブロードバンド戦略やテレコム市場の規制改革も、こうした枠組の中で取り組まれている。

イ 英国

●超高速ブロードバンド整備計画を発表

(ア) 国家基盤計画

財務省は、2010年10月、英国の基盤の直面している課題と持続可能な経済成長のために必要な投資を示す国家基盤計画(National Infrastructure Plan)を発表した。その中で経済活動の基盤としてエネルギー、交通、治水等に並び、デジタル通信が取り上げられている。デジタル通信に関しては、ビジネスの生産性向上、公共サービス向上及び雇用創出に寄与するものとして、2015年までに欧州最良の超高速ネットワークを構築するとともに、国民の誰もがブロードバンドにアクセスできる体制を目指すこととしている。そのために政府が講じる措置として、①民間投資の促進、②民間投資が期待できない地方の対策、③政府の公約が挙げられている。

(イ) 超高速ブロードバンド整備計画

文化・メディア・スポーツ省(DCMS: Department for Culture, Media and Sport)は、2010年11月、「2011～2015年までの事業計画」(Business Plan 2011-2015)を発表し、ブロードバンドに関して「欧州最良のブロードバンド整備を目指す」とした。目標としては、ユニバーサル・ブロードバンドに向けて、①支配的事業者と新規参入事業者との間の公平な競争環境の確保、②超高速ブロードバンドの整備を可能とする設備利用の円滑化、③過疎地域における超高速ブロードバンド網の整備が挙げられた。

これを受け、DCMSのハント大臣は、2010年12月、超高速ブロードバンド整備計画「Britain's Superfast Broadband Future」を発表した。同計画は、英国が2015年までに欧州一のブロードバンド網を整備するという政府目標の一環であり、経済活性化、雇用創出と経済成長だけでなく、行政サービスのオンライン化などを通じて社会の繁栄と公平性確保に寄与としている。具体的内容としては、政府は、今後4年間で5.3億ポンドをブロードバンドの整備のために予算計上する予定であること、すべての地方自治体に「デジタル・ハブ」を2015年までに構築すること、BTの管理する管路や電柱を開放すること、地方自治体等と協力して、道路下に光ファイバを敷設できるよう道路制度を改定すること、次世代携帯サービスを可能とするため800MHz帯と2.6GHz帯を開放すること、今後10年間をかけて公共部門が保有する5GHz帯以下の周波数のうち500MHz帯幅を開放することが挙げられている。

ウ フランス

●「国家超高速ブロードバンド計画」を発表

電子通信・郵便規制機関(ARCEP: Autorité de régulation des communications électroniques et des postes)委員長は、2009年9月、人口密度に応じた地方ごとの光ファイバ網整備の構想を明らかにし、①人口密度の高い地域については、基本的に自由競争、②人口密度が中程度の地域については、複数の事業者の基盤共有と相互接続によるカバー地域拡大、③人口密度が低い地域については国土整備基金を設置し、地方自治体の助成金による事業者の誘致とコスト負担を原則とした。また、2009年12月に成立した「地域間デジタル・ディバイド解消法」に基づき、フィヨン首相は2010年1月、国債収入のうち20億ユーロ(約2,300億円)を自治体のFTTx網を中心とするブロードバンド基盤整備に投じ、地方ごとに超高速ブロードバンド整備プロジェクトの公募を行い、

助成金を交付するという構想を明らかにした。

さらに、2010年6月、首相は国内世帯の100%を2025年までに光ファイバ網に接続するという目標に基づき、特に人口密度の低い地域への基盤構築支援を主眼とした「国家超高速ブロードバンド計画」を発表した。同計画では、目標実現の手段として、①人口密度は高くないが「収益性は確保」できる地域への通信事業者による投資を活性化、②地方自治体の地域基盤構築プロジェクトの支援、の2つが挙げられている。2010年8月には5地域を対象としたパイロットプロジェクトの公募が開始されている。また、2011年2月には、同年末までの光回線接続可能世帯数の目標が200万に設定された。

エ ドイツ

●新たなICT戦略「デジタルドイツ2015」を閣議決定

連邦政府は、2010年11月、2015年までのICT戦略「デジタルドイツ2015」(Deutschland Digital 2015)を閣議決定した。同戦略においては、ICTはハイテク立国ドイツの発展にとって重要な役割を果たしており、全産業の生産性向上の鍵を握っているとの

認識の下、①競争力の強化、②デジタルインフラストラクチャーの整備拡充、③利用者保護、④研究開発の拡充及び市場への製品の投入、⑤新たなメディアの利用に関する訓練・能力向上、⑥ICTの徹底的な利活用を目的として掲げている。

具体的な政策目標・対策としては、①デジタル化を通じた新たな成長・雇用確保(2015年までにICT分野において3万人の雇用の確保等)、②将来のデジタルネット整備(ブロードバンド政策、周波数政策等)、③安全性と信頼性の確保(ネット上的人格権の保護、消費者保護、知的財産権の保護等)、④研究開発(モノのインターネットにおける専門的知見の活用、3D技術等)、⑤教育、メディアリテラシー等の向上(職業訓練への活用、市民のデジタル能力の向上等)、⑥市民に近い行政のためのデジタル化(電子政府、eヘルス等)を列挙している。

このうち、ブロードバンド政策については、2009年2月に公表された「連邦政府のブロードバンド戦略」を踏襲した内容となっており、2014年までに全世帯の75%が50Mbps以上のブロードバンドネットワークへのアクセスを可能とし、また、できる限り迅速にドイツ全域で提供すること等が示されている。

(3) 中国の情報通信政策の動向

●国民経済・社会発展第12次5か年計画綱要(2011～2015年)を策定

ア 「国民経済・社会発展第12次5か年計画綱要」の採択

2011年3月に開催された全国人民代表大会会議において、「国民経済・社会発展第12次5か年計画綱要」(以下「第12次5か年計画」)が明らかになった。16編から構成され、2011～2015年の国家の運営方針を示す同計画においては、推進する重点産業分野として新世代移動通信、次世代インターネット、三網融合、物聯網、クラウドコンピューティングを含む新世代情報技術産業が列記された。また、国家政策として既に推進してきた情報通信分野の重要政策としても、次世代情報通信インフラの構築、三網融合、物聯網の推進などについて記述され、戦略的新興産業の付加価値のGDPに占める割合を8%前後に到達させるとした。なお、同計画を踏まえ、工業・情報化部は、情報通信産業に関する第12次5か年計画の策定作業を進めている。

イ 次世代情報通信インフラの構築

2010年3月、工業・情報化部等7関係政府部門は、光ファイバ網整備の推進目標として3年間に1,500

億元(約1兆8,600億円)以上を投じ、新規加入者5,000万の獲得を目指す等の方針を発表した。第12次5か年計画では、超高速、大容量かつインテリジェントな国家基幹伝送ネットワークの構築、ブロードバンド無線都市の構築の推進、都市のFTTHの推進、農村地区でのブロードバンドネットワーク建設の加速等により、ブロードバンド普及率及びアクセス帯域幅を全面的に向上させるとしている。

ウ 三網融合

電気通信網、ラジオ・テレビ放送網及びインターネットを融合させる「三網融合」については、2010年1月に開催された国務院常務会議において、その取組を加速推進することが決定され、同年から2012年に電気通信とラジオ・テレビ放送の相互参入のテストを行い、融合が円滑に展開できる政策及び体制面の検討をすること、2013年から2015年にはその結果を総括し、融合発展を全面的に実現することを内容とする目標が策定された。また、2010年7月には、北京、上海、深セン、大連等12都市が、テスト実施のためのモデル都市として発表をされた。

エ 物聯網

2009年に温家宝総理が「物聯網（Internet of Things；モノのインターネット）」のコンセプトを示し関連コア技術の開発等の指示がされていたが、2010年10月に発表された「戦略的新興産業の育成・発展の加速に関する国务院の決定」において、物聯網は次世代情報技術産業の一分野として盛り込まれている。

（4）韓国の情報通信政策の動向

●新たに IT 産業ビジョン 2020 を発表

ア 「IT コリア未来戦略」の推進

李明博政権の国家総合IT戦略として、未来企画委員会、放送通信委員会(KCC：Korea Communications Commission)及び知識経済部は、2009年9月、「IT コリア未来戦略」を発表した。ITが未来の成長エンジンとして発展するべく、①IT融合産業、②ソフトウェア、③主力IT機器、④放送・通信、⑤インターネットを5大中核戦略として育成し、2009年から13年までの5年間で189兆3,000億ウォン（約13兆6,300億円）内訳：政府14兆1,000億ウォン（約1兆200億円）、民間175兆2,000億ウォン（約12兆6,100億円）を投資するとしている。

イ 「放送通信未来サービス戦略」の推進

放送通信委員会(KCC)は、2010年5月、成長が有望視される10サービスを集中育成する「放送通信未来サービス戦略」を発表し、これらのサービス実現のためのR&Dに集中投資する方針を打ち出した。

（5）インドの情報通信政策の動向

●国家電気通信政策 2011 に向けた動き

インド通信IT省は包括的な電気通信政策2011(NTP-2011：New Telecom Policy 2011)の策定プロセスを開始した。これは、NTP-1999以降の電気通信産業の変革を考慮したものである。電気通信総局(Department of Telecommunications)による委員会が設立され、その下に詳細を検討する8チームが設置されて検討が行われている。

●国家ブロードバンド計画を策定

インド電気通信規制庁(TRAI：Telecom Regulatory Authority of India)は、2010年12月8日、「国家ブロードバンド計画」に関する勧告を発表した。この勧告は、2010年6月時点で普及率0.74%と低迷するインドのブロードバンドの状況に鑑み、インドの今後のブロードバンド発展のための政策を検討することを目的として、インド通信IT省がTRAIに

政府による政策誘導の下、北京、天津、武漢、上海等各地に物聯網に関する産業連盟が次々と設立され、物聯網の実用化の早期実現に向けた動きが活発化している。また、技術の独自開発や規格化に向け、中国科学院・上海マイクロシステム情報通信技術研究所、中国移动など60の研究開発機構・企業がメンバーとなる標準化作業グループが設立されている。

対象サービスは、①4G放送(36DTV/UHDTV)、②Touch DMB(WiBro+DMB)、③モバイル・コンバージェンス・サービス(4G)、④M2M、⑤ギガ級未来インターネット、⑥K-Star(放送通信衛星)、⑦スマート・スクリーン・サービス(クラウドとオープンメディアマーケットの活用)、⑧Next-Waveサービス(未来電波応用)、⑨認知型統合保安サービス、⑩統合グリーンICTサービスとなっている。

ウ 「IT 産業ビジョン 2020」の発表

知識経済部は、2010年10月、10年後の韓国のIT産業の青写真である「IT産業ビジョン2020」を発表した。具体的には、3大政策方向として①IT産業の躍動性強化、②全産業の成長活力再充電、③創意的成長基盤拡充を挙げ、それを実現するための10大政策アジェンダを用意した。2020年までにIT分野で輸出3,000億ドルを達成し、米国と中国に続く世界3大IT輸出国に跳躍するという目標を掲げている。

要請したものであり、その後通信IT省において国家ブロードバンド計画策定の作業が進められている。同計画では、ブロードバンドが国の成長を大きく促進するものであるとし、ルーラル地域の人々に対する行政サービスと意思決定プロセスの提供、遠隔教育、遠隔医療、オンラインバンキングの提供等の内容が含まれている。具体的には、人口500人以上のすべての集落にオープンアクセスの光ファイバ網を提供することが挙げられている。この計画は2段階をとっており、まず2012年までに都市部および主要な村落(グラム・パンチャヤート)に対して、次に2013年までに人口500人以上の村落に光ファイバを敷設するとしている。また、「国立光ファイバ公社(NOFA：National Optical Fibre Agency)」(中央政府が100%保有する企業)を設立すること、各州には「州立光ファイバ公社(SOFA：State Optical Fibre Agency)」を設立すること、SOFAの株式の51%をNOFAが保有

し、残りの49%は州政府が保有すること、NOFAはすべてのSOFAに対する持株会社となること等が挙げられている。

ネットワーク敷設の費用は、総額6,000億ルピー

(約1兆900億円)と見積もられており、ユニバーサル・サービス基金と中央政府の保証付きの融資によって調達されることになっている。